（理容師法施行規則の一部改正）

第三条　理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章・第二章　（略） 第三章　理容所等（第十九条―第二十八条） （略）	目次 第一章・第二章　（略） 第三章　理容所等（第十九条―第二十七条） （略）

様式第五号を次のように改める。

様式第五号（第十八条関係）

建築物環境衛生管理技術者試験受験願書

ふりがな 氏　名		生年月日	年　月　日生
住　所	郵便番号　　電話番号　－　－		
受験希望地			

上記により、建築物環境衛生管理技術者試験を受けたいので申し込みます。

年　月　日

氏　名

厚生労働大臣
指定試験機関　殿

収入印紙貼り付け欄　（消印してはならない。）

（注）　指定試験機関が試験事務の全部を行う場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は、貼らないこと。

備考　１　用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

２　厚生労働大臣が受験手続に関する試験事務を行う場合には厚生労働大臣に、指定試験機関が受験手続に関する試験事務を行う場合には直接当該指定試験機関に提出すること。

３　指定試験機関が試験事務の全部を行う場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は、貼らないこと。

（傍線部分は改正部分）